

しずおか発

男女共同参画の今を知る情報誌

ねっとわあく

2022/10/27 Vol.78

あたりまえ

ってなに？



自分で考え、

選んでいこう

目次

② ふたりで選んだ夫婦別姓婚
～ありのままでいるために～

⑤ 「それっておかしくないですか？」
声を上げることで変わっていく社会

⑦ Select My Life 自分の人生を選び取る

⑨ 介護職を選択する

⑪ 創刊 40 周年！編集員が振り返る
「ねっとわあく」気になるテーマ

⑬ 「ねっとわあく」アーカイブ 創刊号より

あたりまえってなに？

～自分で考え、選んでいこう～

「ねっとわあく」は今年、創刊 40 周年を迎えた。1982 年に第 1 号が発行されて以来、今号で 78 号となる。その間、実に多くの県民が公募の編集員として「ねっとわあく」に関わってきた。当初は婦人問題、その後は男女共同参画の啓発のために、各々が男女平等、男女共同参画について学びながら編集、発行を続けてきた。

私たちが今日まで生きてきた男性中心的社会構造の中で、常に「特権（注1）」を持っているのは殆どが男性だということに、みなさんは気づいているだろうか。そして、たくさんの壁を乗り越えながらも、未だに「見えない天井を突き破る努力」が女性に強いられていることにも。

「いや待て待て、俺は特権など持っていないし、女性にそんな努力を強いてはいない」と言う男性がいるかもしれない。でもそれは、特権に無自覚であり、社会構造の不平等に気がついていないだけだ、とも言える。男性自身が、特権を持っていると自覚する機会はないに等しい。それは常に「当たり前」「普通」のことであるから（もちろん女性だって、立場や状況によっては特権を持つ側に属する）。

特権を持っていることを前提に、これまでの「当たり前」について、思いを巡らせてほしい。社会そのものが特権を持つ人の目線で設計され、構造自体がそもそもマイノリティ（注2）にとって不平等であるということとは、どういうことなのか。男女平等、男女共同参画社会の実現もままならないのはどうしてなのか。

今回は、選択肢を求めて行動する人、「世の中の当たり前」とは違う選択をした人、前向きに自分の生き方を選択する人などを取り上げた。マイノリティの当たり前を尊重し、そこに寄り添う姿、できる人ができることをしようと奮闘する姿から、「当たり前」や選択することについて考えてほしい。

あなたにとっての「当たり前」は何ですか？ もしそれが、マジョリティ（注3）の「当たり前」ならば、今一度、あなたは、マイノリティ側の小さな声に耳を傾ける必要がある。そして、特権を持っているからこそ、そこにある当たり前を鵜呑みにせず、自分で考えて選択していくことが求められている。

それが、男性中心社会から抜け出し、男女共同参画社会を実現させる大きなうねりに繋がるのは間違いない。これまでの「当たり前」を見直す時が来た。

（注1）岩淵功一編著（2021 年）青弓社「多様性との対話」より、上智大学教授の出口真紀子さんは「みえない『特権』を可視化するダイバシティ教育とは」のなかで、「あるマジョリティ側の社会集団に属していることで労なくして得る優位性」を「特権」の定義とし、また「努力の成果ではなく自動的に受けられる恩恵」のことだとも言う。

（注2）主に「少数派」のことを示し、集団の中で劣位な立場にあり、社会的に重要ではないとされやすいグループのこと

（注3）主に「多数派」のことを示し、集団の中で優位な立場にあり、社会的に重要とされやすいグループのこと

ふたりで選んだ 夫婦別姓婚

～ありのままでいるために～

私たちの住むこの日本では、結婚したら妻が夫の苗字^(注1)を名乗ることに、慣れ親しんでいる。結婚指輪と同様に、夫の姓になることが結婚の証であり、そうするのが当たり前だ、と疑わない人たちは多い。しかし、そこであえて立ち止まり、自分たちらしい選択をした二人がいる。

福島宏太郎さんは、沼津港内で青果卸の八百屋を営んでいる。2005年に同い年の小野美智代さんと結婚を前提に三島市に移居。現在、小野姓を名乗る2人の娘と4人で暮らしている。小野さんの提案で、初めて「別姓婚」を知ったという。それは、夫婦の姓のどちらかを名乗る、日本の法律に則った婚姻関係ではなかった。二人が選んだのは、お互いが今までの、生まれ持った氏名を変えない婚姻スタイルだったのだ。当時をふり返り、その経緯と夫婦別姓婚の現状を聞いた。

(注1) 苗字とは「名字」と同じように日常的に使用される「上の名前」のこと。公的に「姓」といい、法制度では「氏」と呼ばれている。

妻氏婚で問題ないと思った

今から17年前に結婚した福島さん、当初は「小野姓を名乗ろうと思った」と語る。自分は自営業を継ぐ長男だが、弟が2人いるため福島姓が絶えることはなく、妻の姓が変わっても問題はないと考えた。一方、小野さんは何代も続く旧家の長女で、子どもの頃から祖父や親戚に婿を取る言われて育った。家の跡継ぎとして小野の姓を絶やしてはならない、という責任感もいつの間にか芽生えていた。

日本は、民法750条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」とされ、どちらかの氏を選ばなければ、婚姻届は受理されない(表1)。世界の中で夫婦同氏制を強制しているのは日本だけ、という現状だ。

夫の氏に改姓する妻は95.5%で、大多数が夫の氏を名乗る「夫氏婚」に至っている。それに対し妻の氏を名乗る「妻氏婚」は5%にも満たない少数である(注2)。しかし、福島さんは「妻氏婚」とも違う選択をすることになる。



福島 宏太郎さん (1974年生まれ)
青果卸ヤマト代表、JADP 認定ベジ
タブル&フルーツアドバイザー

よくよく話し合った結果、夫婦同姓のデメリットを避け、夫婦別姓の事実婚を選ぶことになった。そこには、将来的に事業を受け継ぐ福島さんに「負担をかけたくない」という

小野さんの気遣いがあったという。想定できた負担とは、法律婚で変更した姓へ、名義変更する手続きだ。例えば、健康保険や国民年金、印鑑、銀行口座やクレジットカード、免許証、携帯電話、会社やフリーランスの契約などなど。夫婦同姓婚の95.5%の女性たちが経験してきた、変更手続きの数々である。

さらに事業を継ぐ福島さんは、福島家が築いてきた信頼関係や成果、知名度などに加え、自分自身のキャリアの分断になりかねないなど、今後の未知なる影響も心配された。夫の氏を選んだ95.5%の女性が、改姓によって別人と判断され、仕方がないとあきらめてきたキャリアの分断のことである。

お互いが改姓しないこと

別姓婚の選択肢を提示された福島さんは、夫婦別姓についての参考文献やインターネット上から収集した大量の資料を、小野さんから手渡された。その資料は福島さんと小野さんの両親にも同様に手渡された。小野さんの真剣な思いを知った福島さんは、事実婚に向けて動き出した。ふたりはまず、それぞれが親の戸籍から除籍し、それぞれが筆頭者となる戸籍を作った。共同で購入した新居を本籍地として登録し、お互いが対等でいられる環境を整えていった。(表2参照)

ふたりは親戚や友人などを招き、盛大に結婚式を挙げ周囲にお披露目をした。事実婚に対する反応は様々で「そんな結婚とは言わない」「それって妾じゃないか」「籍を入れない（夫婦の戸籍を作らない）のはあり得ない」「絶対にこの先苦労するから同姓にしない」「子どもがかわいそう」といった、偏見に満ちたものが多かった。

今でこそ聞かれるようになった『選択的夫婦別姓』という言葉だが、その当時まだ認知度は低く、正しく認識していた人は多くはなかった。17年経って周囲も理解を示し、何よりお互いの両親が「対等な関係にあるのが心地よい」と言っている。事実婚では『婿入りや嫁ぐ』といった、どちらかの家に入り従うといった慣習に囚われることがない。そのため「双方の息子と娘として振舞うことができる」という。

数年前に、それぞれの父親が亡くなり、現在は一人暮らしをする母親たちの老後の心配がある。「それぞれに自分の親は自分が看るという、責任と覚悟がある。でも大変な時は、相手に協力を求める」というスタンスである。事実婚によって、夫と妻としてほどこい距離を保つことができ、ふたりはその関係を誇りに感じている。

チェック項目に「変更しない」があれば

選択的夫婦別姓（選択的夫婦別氏）制度が注目され、話題となっている昨今。福島さんは「今後も制度は簡単に変わらない

と思いますよ」と冷静だ。しかし「子どもたちが結婚するときに、別姓が選択肢になっていればいいな」と語る。

法制化を求める声は1975年頃から上がり始め、1980年代で男女雇用機会均等法の成立や、女性差別撤廃条約の批准で機運が高まり、1996年には法制審議会が、選択的夫婦別姓の導入を含む民法改正案を答申した。しかし自民党の反対意見によって、2022年、いまだに法制化に至っていないのが現状である。

福島さんは新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、自営業の収入が減ったことで、「将来的なことも考えると、事実婚には不安もある」と語る。「夫婦どちらかが、病気で働けなくなったりして無給になった時に、法律婚であれば可能な、配偶者控除が受けられない不公平を感じた。別姓婚を法律婚として認めてほしい」と考えている。（表3参照）「難しいことではないと思う。婚姻届の『夫の氏』『妻の氏』のチェック項目に『変更しない』という項目を増やしてほしいだけ」と。夫婦同姓の強制ではなく、夫婦が別姓でいられる選択肢が増えることを望んでいる。（資料1参照）

しなやかな適応力

夫婦同氏が定着したのは明治時代。1898年に施行された旧民法で同氏制が採用され、戦後の改正民法で男女平等の理念に沿い、夫婦どちらかの氏を称するようになった。明治から現行の今日まで、夫婦同氏の歴史はわずか124年しかない（注3）。

明治からの家族制度の影響を色濃く残し、戦後、高度経済成長期から続いてきた、政府が理想とする家族のモデルが存在する。男性が社会で働き、稼得責任を負い、女性が専業主婦として家事と育児や介護を担うという、性別によって役割を分ける性別役割分業の家族モデルだ。

「うちでは、できるほうが、できることをやってきたし、その時々で対応してきた」と語る福島さんは、早朝2時30分から仕事が始まり午前中には仕事が終わる、というワークスタイル。その後、買物や家事をするのに時間的にも都合がよいという。小野さんの職場が東京で遠距離通勤ということもあり、何かとフットワークのよい福島さんが、子どもたちへの対応もしている。「世の中は変わってきた」という福島さんは、変動している時代の流れに、とてもしなやかに適応している。

（注3）法務省：我が国における氏の制度の変遷
(df-osj.com) 出典

選択できる社会に

法制化の進まない日本の現状は、事実婚では生まれた子は婚外子となり、非嫡出子と呼ばれる。そこに偏見や差別が生じやすい。通常、子どもが生まれると母親の籍に入り、母親の姓を名乗る。父親が認知すること、戸籍には父親の名前が登録され、父親の戸籍にも子供の名前が登録される。胎児認知（注4）をした福島さんは、法的にも親子関係が認められ、親子双方の扶養義務や、遺産を相続する権利も獲得した。「子どもには知る権利があるし、選択の自由がある」そう考える福島さん。自分のルーツ（出自）を知ることや、逆に知らないでいる権利もある。それも選択の自由だ。父親の姓を名乗りたければ、変更も可能（注5）であり、今後、「子どもたち自身がどうしたいか、2人の娘の思いや考えにも応えていきたい」と考えている。

「一人ひとりが互いを思い合い、自分らしく生きられる社会にしたい。今よりも選択肢が増え、自分の意志で選んでいける社会になつてほしい」と、福島さんは語ってくれた。

（注4）胎児認知とは、出生前に認知すること。出生届に父親の名前を書くことができる。
（注5）家庭裁判所に「子の氏の変更許可申立」を行い、許可を受けると変更手続きができる。

参考文献

中井 治郎（2021）「日本の不思議な夫婦同姓社会学者、妻の姓を選ぶ」株式会社PHP研究所
佐藤 文明（2010）「知っていますか？／戸籍と差別一問一答」株式会社解放出版社



表3 法律婚と事実婚の違い

		法律婚（内縁関係）	事実婚（内縁関係）
手続	婚姻届の提出	あり	なし
	戸籍	同一戸籍	別戸籍
	姓（氏）	夫か妻かどちらかの姓	夫妻どちらも出生時のまま
	住民票の続柄	世帯主と妻 世帯主と夫	世帯主と世帯主 世帯主と妻（未婚） 世帯主と夫（未婚）
	名義変更 銀行口座、各種カード、 パスポート、携帯電話等	改姓した妻・夫が 窓口で変更手続きをする	名義変更の必要なし
社会保険	健康保険の被扶養者	同様の権利	
	国民年金の第3号被保険者	同様の権利	
	遺族年金の受け取り	同様の権利	
生命保険	生命保険受取人	同様の権利	
	生命保険料控除	○	控除の権利なし
税金	・配偶者控除	○	控除の権利なし
	・配偶者特別控除	○	控除の権利なし
	・相続税	○	特別優遇の権利なし
	・贈与税	○	特別優遇の権利なし
生活	・生命保険金の課税	500万円×法定相続人の 人数が非課税	非課税の特典が適用されない
	住宅ローンの 連帯保証人や連帯債務者	○	金融機関により利用条件は異なる
	携帯電話の家族割	同様の権利	
子ども	子どもの続柄	共同続柄	原則は母親（協議により父親に変更も可能）
	不妊治療の助成	同様の権利	
財産	・財産分与 ・慰謝料 ・養育費請求	同様の権利	
	成年後見	○	任意後見制度で同様の権利
代理人	手続同意・面会	同様の権利	
相続	財産相続の権利	○	法定相続人の権利なし（遺言書・生前贈与などが必要）

（小野美智代さん監修により作成）

表1 婚姻の憲法と民法との違い

憲法	民法
婚姻は両性の合意のみで成立	婚姻届の提出で効力が生じる
事実婚を容認している	法律婚を強制される
夫婦別姓でもよい	夫か妻か氏の選択を強いられる
戸籍も別々でよい	新たに夫婦の戸籍が作られる

（佐藤文昭、2010より作成）

表2 戸籍と住民票の違い

	戸籍	住民票
登録地	本籍	住所
代表	筆頭者	世帯主
登録の基礎	身分関係	居住関係
登録の単位	家族	世帯
準拠法	戸籍法	住民基本台帳法
主管	法務大臣	市区町村長（総務大臣）

・婚姻届を提出することで、新しく夫婦の戸籍が作られる
・成人すると自分の意志で、分籍し独立することもできる
（佐藤文昭、2010より作成）

資料1 婚姻届

婚姻届の夫婦の氏・新しい本籍

同居を始めたとき

初婚・再婚の別

同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事

1. 農業だけまたは農業その他の仕事を持っている世帯
2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常勤労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
4. 3にあてはまらない常勤労働者世帯及び会社団体の役員世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
6. 仕事をしている者のいない世帯



小野さん、福島さん夫妻

福島さんは異色の経歴を持つ。家業の八百屋を継ぐ以前は、プロのサッカー選手だった。ブラジルへサッカー留学し、帰国後は、ジャココ（日本サッカー協会）のサッカー選手として活躍することになった。

その頃小野美智代さんは大学から大学院へ進み、ジェンダーの研究をしていた。現在は公益財団法人ジョイセフでグローバルに活動し、主に男女格差の是正や脆弱な立場に置かれた女性支援に取り組む。静岡県立大学の非常勤講師でもある（エポカ2017年4月号 Vol.125 で掲載・あざあナビ、WEBマガジン epoca で掲載中）。ふたりは常に対話を重視し、時にはケンカもしながら、切磋琢磨してきた。

あとがき

結婚する時、別姓婚を選択肢として考えた人は、どのくらいいるのでしょうか。この情報社会の中、既に、多様性を生きている若い世代の間では、抵抗感がなくなっていると聞きます。この取材で、先駆者である福島さんに話を聞いたことで、日本の現状を知ることができました。

夫妻の条件として同姓を強要するのではなく、ありのままを尊重するふたりの姿から、婚姻制度を見直すよい機会になりました。日本の婚姻制度では、契約というシステムで縛り、どちらかの姓に変えさせることを強制しています。そうすることは、その家やその人の所有物といった慣習を植え付ける恐れがある、と感じました。

そして、選択的夫婦別氏制度が議論される時、多くの場面で家族主義と個人主義との対比（注6）がなされます。個人主義を利己主義と混同し、反対意見としているのを見ると、残念で仕方がありません。

まずは、夫婦別氏婚を正しく知り、選択肢の可能性を考えてみませんか。そして、あたり前や常識に流されず、一人ひとりが自らの意志で選択し、行動できる社会にしていきたいと思います。

（注6）内閣府男女共同参画局「日本社会における事実婚と夫婦別姓の実態について（gender.go.jp）参照

（望月富美代）